

森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能と見込まれる土地のうち、農業委員会が「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について」(平成20年4月15日付け19経営第7907号経営局長通知)の第3に定める基準に従って、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと

→判断した土地【非農地】【赤】

→判断するに至っていない土地【非農地(判断未了)】【赤(判断未了)】

具 体 的 な 考 え 方

非農地とは、農業委員会が「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について」(平成20年4月15日付け19経営第7907号経営局長通知)の第3に定める基準に従って、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断した土地です。

◆ 具体例

- ① 土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの
(例) 森林化や原野化(表土が流出し岩石が露出している等)による農地の荒廃化が著しく、開墾に匹敵するような条件整備※を行わなければ、対象地を農地として利用できない場合
※ 「開墾に匹敵するような条件整備」とは、伐採、抜根、切盛土、整地、耕盤造成(田)、畦築立(田)、客土、土壤改良等を総合的に実施する必要がある場合。整備の内容が伐採や抜根のみの場合は該当しません。
- ② ①以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるもの
(例) 周囲の土地(山林等)からの直接的な影響(雑木の根、種子、土砂、水等の浸入等の自然的障害、日照等の気象的な障害等の悪影響)により、農地としての維持や継続的利用が困難な場合

注)上記①②には、

- ・集团的なまとまりのある農地の中に存在する耕作放棄地は含まれません。
- ・農業的利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施等)が計画されている土地は含まれません。

◆ 注 意

- ① 非農地(赤)に区分された土地のうち、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する土地については、市町村は、「非農地」と決定された土地に関し農用地区域に残置するか否かの判断基準について」(平成20年4月15日付け19農振第2127号農村振興局長通知)に基づき農用地区域に残置する土地とそれ以外について区分するとともに、残置とした理由について整理してください。
- ② 非農地(赤)(判断未了)に区分された土地については、次年度の調査において速やかに緑・黄・赤に区分してください。



①の例:原野化し、表土が流出し岩石が露出



①の例:耕作を再開するためには、開墾に匹敵する整備を行う必要があるもの



②の例:周囲の状況から復元しても再び森林原野化するおそれがあるもの